

特100

261

廣島縣製絲同業組合要覽



始



持100
261

廣島縣製絲同業組合要覽

目次

- 定 款.....
- 議事細則.....
- 職工取締細則.....
- 現業員及工手獎勵規程.....
- 製絲講習所規程.....
- 事務員及技術員選任解任規程.....
- 役員及事務員技術員給與規程.....
- 役員及事務員技術員旅費支給規程.....
- 檢查員選任解任及給與規程.....
- 檢查員服務規程.....

大正
8. 11. 18
内交

○ 検査員懲戒規程	三十八
○ 検査員給料支給細則	四十
○ 検査員一時金及死亡給與金支給細則	四十一
○ 検査員旅費支給細則	四十二
○ 總會出席組合員旅費支給額	四十四
○ 組合員名録	四十四
○ 組合役職員	四十六
附 録	
○ 蠶絲業法摘要	四十八
○ 工場法規摘要	五十四

廣島縣製絲同業組合定款

(大正七年五月二十二日認可、大正八年二月十七日第五十一條變更認可、
 正大八年六月二十七日第二條第三條第五條第一項中同第三項中第十一
 條中第三十二條中第三十三條中第四十二條中第四十九條中變更認可)

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ組合員共同一致營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ改善發達ヲ圖リ信用ヲ保持スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ廣島縣一圓(福山市深安郡ヲ除ク)ヲ區域トシ地區内ニ於ケル器械生絲製造業者ヲ以テ組織ス
- 第三條 本組合ハ廣島縣製絲同業組合ト稱シ事務所ヲ廣島縣蘆品郡府中町ニ置ク
- 第四條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ執行スルモノトス
- 一、 斯業上ノ利益得失ニ關スル諸般ノ調査ヲ爲スコト
 - 二、 斯業上内外ノ實況及商況ノ通信ヲナスコト

- 三、模範的教婦及工女ノ養成ヲ圖ルコト
- 四、生糸ノ検査ヲ行ヒ品位ノ統一ヲ期スルコト
- 五、繭ノ賣買取引法ヲ改善スルコト
- 六、同業者間ニ生シタル紛議ヲ仲裁スルコト
- 七、工男工女ノ取締並督勵慰安及表旌ヲナスコト
- 八、蠶種類ノ統一ヲ圖ルコト
- 九、品位ノ改善進歩ヲ圖ル爲専門技師ヲ聘シ巡回指導ヲナシ又ハ講習講話會ヲ開催スルコト
- 十、品評會共進會研究會ヲ開催スルコト
- 十一、内外博覽會共進會品評會ノ出品ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 十二、他府縣ニ於ケル製絲業ノ狀況ヲ調査スルコト
- 十三、製絲業ノ統計ヲ調製スルコト
- 十四、斯業上ニ關シ行政廳ニ建議シ又ハ諮詢ニ應答スルコト
- 十五、他ノ同業組合ト氣脈ヲ通シ又ハ聯合會ヲ組織スルコト

第二章 加入及脱退

第五條 本組合地區内ニ於テ器械生絲製造業ヲ營ム者ハ其住所氏名工場所在地製絲釜數開業年月日ヲ記載シタル加入申込書ニ証票料金貳圓ヲ添付シ組長ニ届出ツヘシ但シ法人ハ其ノ名稱事務所ノ位置及代表者氏名ヲ届出ツヘシ

組長ハ前項ノ申込書ヲ受ケタルトキハ組合員証票及本定款ヲ附與シ組合員名簿ニ登録スヘシ

本組合員ハ左ノ証票ヲ門戸ニ掲クヘシ

第	號
木製	廣島縣製絲同業組合員之證
住所	氏名

縦八寸
横四寸

第六條 本組合員ニシテ前條ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ組長ニ届出ツヘシ

第七條 本組合証票ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ組長ニ届出テ再渡ヲ受クヘシ但本文再渡ノ届出ヲナストキハ金五拾錢ヲ添附スヘシ

第八條 本組合員ニシテ廢業又ハ組合員タル資格ヲ喪失シタル爲本組合ヲ脱退セムトスルトキハ其ノ証票ヲ添へ組長ニ届出ツヘシ
組合員死亡シタルトキハ戸主若クハ遺族又ハ利害關係人ヨリ前項ノ手續ヲナスモノトス

本組合ヲ脱退シタル者ハ組合財産ノ分與ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス

第三章 組合員ノ權利義務

第九條 本組合員ハ左ノ權利ヲ有ス

- 一、定款ノ規定ニ從ヒ役員選舉權及被選舉權ヲ有ス
- 二、組合事務ノ報告、會議錄、決算報告及財産目錄ヲ閱覽スルコト
- 三、本組合ニ對シ建議ヲナスコト
- 四、組合事務ニ關シ意見ヲ述フルコト

第十條 組合員ハ本組合ニ對シ左ノ義務ヲ負フ

- 一、本組合定款ノ規定ヲ遵守シ且ツ會議ノ決議ニ服従スルコト
- 二、本組合員ハ本組合ノ經費ヲ負擔スルコト
- 三、組合ノ召喚ニ應スルコト
- 四、營業品検査及帳簿書類ノ検査ヲ受クルニ當リ拒マサルコト
- 五、家族傭人ノ所爲ハ組合員ニ歸屬スヘキコト
- 六、検査及違約處分ノ結果生シタル損害ハ要償ノ權利ナキコト
- 七、本組合員ハ毎年五月三十日迄ニ前年六月ヨリ當年五月迄ノ生産額ヲ組長ニ届出ツルコト
- 八、本組合員ハ自己ノ直接ト他人ニ依託スルトヲ問ハス夜間取引ヲ爲ササルモノトス

前項時間ノ制限ハ總會ノ決議ニ依ル

九、本組合員ハ製品ノ改良ヲ圖リ粗製濫造ヲ戒ムヘキコト

第四章 役員及職員

第十一條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組長一名 副組長一名 評議員七名

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ役員タルコトヲ得ス

一、本組合ニテ違約處分ヲ受ケ滿二ケ年ヲ經過セサルモノ

二、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿期若クハ赦免後二ケ年ヲ經過セサル

モノ又ハ刑ノ執行猶豫中ノモノ

三、破産ノ宣告又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復權セサルモノ

四、女子、未成年者、禁治産者、準禁治産者

第十三條 役員ハ定時會ニ於テ組合員中ヨリ選舉ス但シ組長副組長ハ

組合員ニ非ラサル者ヨリ選舉スルコトヲ得

役員ノ任期ハ三ケ年トス但再選ヲ妨ケス

補缺ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄尙其ノ職務ヲ執ルモノ

トス

第十四條 前條ノ選舉ハ有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス

但場合ニ依リ指名選舉ノ方法ニ依ルコトヲ得

前項投票選舉ノ場合ニ於テ同點者二名以上アリタルトキハ年長者ヲ

採リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ定ム

第十五條 當選者ハ左ノ理由アルニアラサレハ辞任スルコトヲ得ス

一、疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサル場合

二、年齢滿六十年以上ニ達シタル場合

三、三ケ年間役員トナリ滿期後三年ヲ經スシテ當選シタル場合

四、前ニ掲クル場合ノ外總會ニ於テ正當ノ理由アリト認メタルモノ

第十六條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

但事務差支ナシト認ムルトキハ次會ノ定時總會迄延期スルコトヲ得

第十七條 組長ハ組合ヲ代表シ事務ヲ統轄ス其ノ權限ノ概目左ノ如シ

一、會議ヲ招集スルコト

二、豫算其ノ他ノ會議ニ提出スヘキ議案ヲ編成スルコト

三、総テ會議ノ議長トナリ其ノ決議ヲ執行スルコト

但業務成績及經費決算報告ノ認定等業務執行ノ監査並評議員會ニアリテハ組長及副組長ハ議長タルコトヲ得ス

四、業務成績及決算ヲ報告スルコト

五、組合財産ヲ管理スルコト

六、仲裁判斷及調停ニ關スルコト

七、違約處分ノ執行ニ關スルコト

第十八條 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十九條 組長副組長共ニ事故アルトキハ評議員中ノ年長者ヲ以テ其ノ職務ヲ代理ス

第二十條 評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

第二十一條 本組合業務執行上左ノ職員ヲ置ク

事務員若干名 技術員若干名 検査員若干名

第二十二條 事務員ハ組長ノ指揮命令ニ遵ヒ庶務會計ニ従事ス

技術員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ技術ニ關スル諸般ノ事務ニ従事ス

検査員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ検査ニ關スル諸般ノ事務ニ従事ス

第二十三條 本組合役職員報酬給料旅費ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

検査員ニ關スル諸規程ハ總會ノ決議ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クル

モノトス

事務員技術員ノ選任解任及給與ニ關スル規程ハ總會ノ決議ヲ經テ組

長之ヲ定ム

第二十四條 役員ニシテ法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ或ハ本組合

ノ目的ニ反スル行爲アリタルトキハ總會ニ於テ三分ノ二以上ノ議決

ヲ以テ之ヲ解任スルコトアルヘシ

第五章 會議

第二十五條 會議ヲ分チテ總會評議員會ノ二種トス

第二十六條 總會ハ組合員ヲ以テ組織シ定時會臨時會ニ區分ス

十
定時會ハ毎年一月及六月之ヲ開キ臨時會ハ組長ニ於テ必要ト認メタル場合又ハ評議員會ノ議決若クハ組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ事由ヲ示シテ請求シタルトキハ組長之ヲ招集ス

第二十七條 總會ニ於テ議定スヘキ事項左ノ如シ

- 一、定款ノ變更
- 二、役員ノ選舉
- 三、經費收支豫算並徵收方法
- 四、組合財産處分ニ關スルコト
- 五、業務執行ニ關スル定款以外ノ規定ヲ必要ニ應シテ決議スルコト
- 六、違約處分不服申立ニ對スル判定
- 七、行政廳ノ諮問ニ對スル答申
- 八、行政廳ニ建議又ハ請願ノ件
- 九、役員ノ報酬旅費額ノ件
- 十、前ニ掲クルモノノ外組長ニ於テ必要ト認ムル件

第二十八條 總會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ便宜評議員會ニ委任スルコトヲ得但認可ヲ要スル事項ハ此限リニアラス

第二十九條 評議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、總會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ委任ヲ受ケタル事項
- 二、組合事務執行上ニ關スル緊急ノ事件但主務官廳ノ認可ヲ要スル事項ハ之ヲ除ク
- 三、已定豫算費目中款内各項目流用ニ關スルコト
- 四、組合ノ財産及業務ノ狀況ヲ監査スルコト
- 五、同業者間ニ生シタル紛議仲裁ニ關スルコト
- 六、組長ノ諮詢ニ關スルコト
- 七、違約處分ニ關スルコト
- 八、組合經費ノ決算及業務成績認定ニ關スル事項
- 九、其ノ他組長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十條 總會ノ議長ハ組長之ニ充リ組長故障アルトキハ副組長之ヲ

代理ス組長副組長共故障アルトキハ評議員中ヨリ互選ス

第三十一條 會議ハ組長之ヲ招集ス招集ハ開會當日ヨリ五日以前ニ開會日時場所及會議ノ事項ヲ通告スヘシ但急速ヲ要スル場合ハ此ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第三十二條 會議ハ特別ノ規定アルモノヲ除ク外其ノ半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

前項ニ定メタル員數ノ出席者ナキトキハ總會ニ限り出席シタル者ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ缺席者ニ對シテ其ノ假決議ノ趣旨ヲ記載シタル通知書ヲ發シ更ニ一月内ニ第二回ノ會議ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ會議ニ於テハ出席シタル者ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

第三十三條 議事ハ特別ノ規定アルモノヲ除ク外出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組長ハ書面ニ依ル組員ノ表決ヲ以テ總會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第三十四條 組員ニシテ總會ニ出席スルコト能ハサルトキハ他ノ組員ニ委任シ其ノ表決權ヲ代理セシムルコトヲ得

第三十五條 會議ノ決議録ハ同業組合法施行規則第二十七條ニ依リテ調製ス

第三十六條 總會ニ關スル議事細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章 營業取締及營業品検査

第三十七條 本組員ノ生絲製品ニ必ス自己ノ商標又ハ記號ヲ表示スヘシ

前項ノ商標又ハ記號ハ豫メ組長ニ届出ツヘシ

第三十八條 本組合ハ隨時組員ノ工場又ハ店舗ニ職員ヲ派遣シ業務ノ視察ヲナシ又ハ製品ノ検査ヲナシムルモノトス

第三十九條 本組合ハ取締上必要アル場合ハ組員ノ原料購入及生絲

製造ニ關スル諸帳簿ヲ閲覽スルコトアルヘシ
本組合員ハ前條ノ視察及前項ノ閲覽ニ對シテハ正當ノ事由アルニア
ラサレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十條 本組合員ノ製造シタル生絲ハ本組合ニ於テ検査ノ上合格証
票ヲ各括毎ニ貼付ス但左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ不合格トシ不
合格印ヲ押捺ス

- 一、生絲ト玉絲トヲ混同シ一捻又ハ一括ト爲シタルモノ
- 二、生絲結束ニ太元結及括絲以上ノ重量ノモノヲ使用シタルモノ
- 三、括絲三回以上ニテ結束シタルモノ
- 四、生絲ハ一括ニ付四ヶ所以上結束シタルモノ
- 五、生絲ニ濕氣ヲ含マセタルモノ
- 六、玉絲ヲ混入製絲シタルモノ
- 七、生絲ニ澱粉、礦物、藥品其ノ他不正手段ヲ以テ他ノ物料ヲ混和シ
其重量ヲ加ヘタルモノ

八、組合發行ノ証票ヲ再用シタルモノ

第四十一條 製品ノ検査ヲ受ケムトスルモノハ種類、數量、日時ヲ記載
シタル書面又ハ口頭ヲ以テ組合ニ申告スルモノトス

第四十二條 証票雛形左ノ如シ



第四十六條 經理歳入歳出豫算並財源報告ハ本組合員
會ノ決議ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

廿三月三十一日

一充ツ

前年度後三ヶ月

ノトス

製造ニ關スル諸帳簿ヲ閱覽スルコトアルヘシ
本組合員ハ前條ノ視察及前項ノ閱覽ニ對シテハ正當ノ事由アルニア
ラサレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十條 本組合員ノ製造シタル生絲ハ本組合ニ於テ検査ノ上合格証
票ヲ各括毎ニ貼付ス但左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ不合格トシ不
合格印ヲ押捺ス

- 一、生絲ト玉絲トヲ混同シ一捻又ハ一括ト爲シタルモノ
- 二、生絲結束ニ太元結及括絲以上ノ重量ノモノヲ使用シタルモノ
- 三、括絲三回以上ニテ結束シタルモノ
- 四、生絲ハ一括ニ付四ヶ所以上結束シタルモノ
- 五、生絲ニ濕氣ヲ含マセタルモノ
- 六、玉絲ヲ混入製絲シタルモノ
- 七、生絲ニ澱粉、鑛物、藥品其ノ他不正手段ヲ以テ他ノ物料ヲ混和シ
其重量ヲ加ヘタルモノ

八、組合發行ノ証票ヲ再用シタルモノ

第四十一條 製品ノ検査ヲ受ケムトスルモノハ種類、數量、日時ヲ記載
シタル書面又ハ口頭ヲ以テ組合ニ申告スルモノトス

第四十二條 証票雛形左ノ如シ



廿三月三十一日

一充ツ

可年度後三ヶ月

ノトス

平度二ヶ月前総

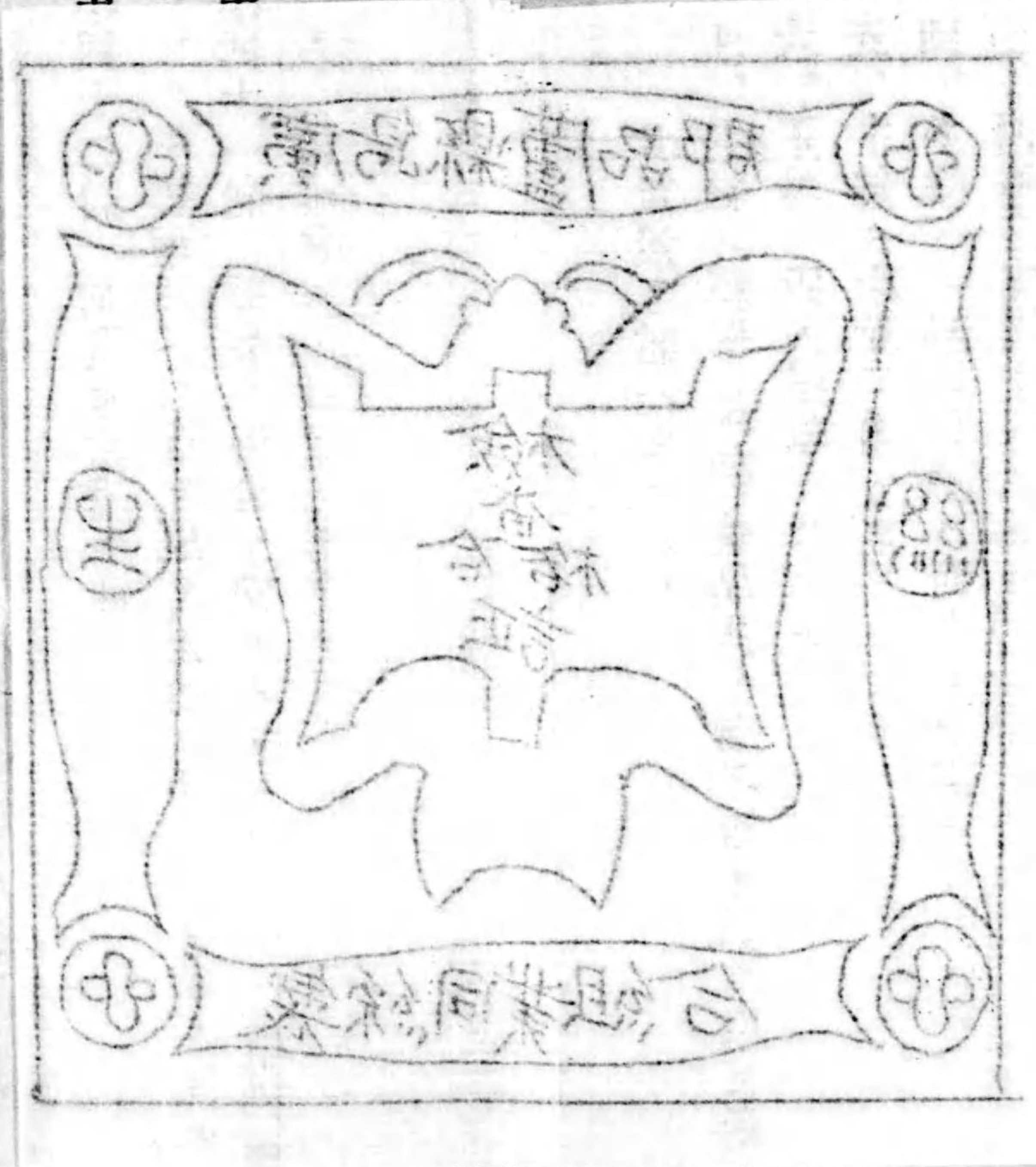
五

製造ニ關スル諸帳簿ヲ閲覽スルコトアルヘシ
本組合員ハ前條ノ視察及前項ノ閲覽ニ對シテハ正當ノ事由アルニア
ラサレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十條 本組合員ノ製造シタル生絲ハ本組合ニ於テ検査ノ上合格証
票ヲ各括毎ニ貼付ス但左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ不合格トシ不
合格印ヲ押捺ス

- 一、生絲ト玉絲トヲ混同シ一捨又ハ一括ト爲シタルモノ
- 二、生絲結束ニ太元結及括絲以上ノ重量ノモノヲ使用シタルモノ

ノ物料ヲ混和シ



量、日時ヲ記載

第七章 會計

第四十三條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四十四條 本組合ノ經費ハ賦課金及雜收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十五條 本組合經費ノ決算及業務ノ成績ハ毎年會計年度後三ヶ月以内ニ評議員會ノ認定ニ附シ主務官廳ニ報告スルモノトス

第四十六條 經費歳入歳出豫算並賦課徴收方法ハ會計年度二ヶ月前總會ノ決議ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第四十七條 經費決算殘額ハ次年度豫算ニ繰越スモノトス

第四十八條 本組合員ハ組合經費其ノ他組合決議ノ負擔金ヲ指定ノ期
日内ニ納付スヘシ

第八章 印章

第四十九條 本組合ノ印章及組長副組長印ハ左ノ如シ

廣島縣 製絲同業 組合之章	方一寸二分	廣島縣製 絲同業組 合組長印	方八分	廣島縣 製絲同業 組合副組 長印	方八分
---------------------	-------	----------------------	-----	---------------------------	-----

第九章 職工使用ニ關スル規定

第五十條 本組合員ハ他ニ雇傭契約アル工男工女ヲ備用スルコトヲ得
ス

第五十一條 本組合員ハ毎年四月三十日ヲ期シ其ノ現在雇傭セル工男
工女ノ住所氏名ヲ記載シ組長ニ届出テ名簿ニ登録ヲ請フヘシ

名簿登録後新タニ工男工女ヲ雇入レタルトキハ其ノ都度前項ノ手續
ヲ爲スヘシ

工男工女ヲ解雇シ若クハ他ノ事故ニ依リ異動アリタルトキハ其ノ旨
組長ニ届出テ名簿ノ抹消ヲ請フヘシ

第五十二條 工男工女ノ行爲不都合ノ廉ヲ以テ解約シタルトキハ組長
ニ於テ其ノ實否ヲ調査シ事實ナリト認ムルトキハ之ヲ組合員ニ通知
スヘシ

第十章 違約處分

第五十三條 本組合員ニシテ本定款第六條、第七條、第八條第一項第二
項、第十條第七號、第三十七條第二項ニ違背シタルモノハ金壹圓以上
拾圓以下ノ範圍ニ於テ評議員會ノ決議ニ於リ過怠金ヲ徵收ス

第五十四條 本組合員ニシテ本定款第十條第八號、第四十條第八號、第
五十條、第五十一條ニ違背シタルモノハ金五圓以上貳百圓以下ノ範
圍ニ於テ評議員會ノ決議ニ依リ過怠金ヲ徵收ス

第五十五條 違約處分ハ其ノ事實ヲ明記シタル書面ヲ以テ本人ニ通告ス違約者其ノ通知ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ過怠金ヲ完納スヘシ若シ其ノ決定ニ應セサルトキハ組長ハ本組合ヲ代表シ裁判所ニ出訴ノ手續ヲ爲スモノトス

第五十六條 違約處分ニ不服アルモノハ通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ其ノ申立ヲナスヘシ
違約者ハ不服ノ申立書ト共ニ過怠金ニ等シキ金額ヲ組長ニ供託スヘシ

第五十七條 不服ノ申立アリタルトキハ組長ハ更ニ總會ヲ開キ其ノ當否ヲ決定スヘシ此ノ決定ニ關シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十八條 不服申立ニ對シ前ノ處分ヲ正當ナリト決定セラレタルトキハ其供託金ヲ以テ直チニ過怠金ニ充ツヘシ

第五十九條 違約處分ニ關スル物品ハ品名、量目又ハ個數ヲ記シ組長ヨリ預証ヲ發シ現品ハ組合事務所ニ預リ置キ違約處分完結ノ時還付ス

ス

第六十條 前條預品ハ火災其ノ他避クヘカラサル災害ニ罹リタルトキハ其ノ責ニ任セス

第十一章 仲裁判斷

第六十一條 組員中營業上ノ紛議ヲ生シ双方示談調ハサル爲當事者ヨリ仲裁ヲ組長ニ請求スルトキハ組長ハ仲裁委員長、評議員ハ仲裁委員トナリ仲裁判斷ヲナス但組長カ當時者ナルトキハ副組長ヲ以テ委員長トシ評議員中當事者ナルトキハ組長ハ別ニ委員ヲ選任ス

第六十二條 組長ハ當事者ヨリ其ノ事件ニツキ仲裁委員ノ仲裁ニ服從シ後日異議ヲ申立テス且ツ仲裁判斷ニ要スル費用ヲ負擔スル旨明記シタル契約書ヲ徴スヘシ
組長ハ前項ノ契約書法律上有効ノモノト認メタル上ハ速ニ仲裁ニ着手スヘシ

仲裁委員ハ場合ニヨリ當事者ヲシテ相當金額ヲ供託セシムルコトヲ

得

第六十三條 仲裁判斷ニ要スル費用ハ仲裁委員ノ定ムル處ニヨリ當事者ノ負擔トス

第六十四條 前三箇條ノ外仲裁ニ關シテハ民事訴訟法仲裁手續ノ規定ニ依ル

第十二章 定款變更解散

第六十五條 本定款ノ變更ヲ要スルトキハ總會ニ於テ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ決議ヲナシ主務官廳ノ認可ヲ受クルモノトス

第六十六條 本組合解散セムトスルトキハ同業組合法第十六條、同施行規則第三十六條乃至第三十九條ニ依ル

第六十七條 清算人ハ就職後遲滯ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り之ヲ組合員ニ公示スヘシ

第六十八條 清算ノ結果組合財産ニ剩餘ヲ生シ又ハ債務ヲ完済スル能ハサルトキハ解散當時ノ組合員ニ分配又ハ負擔セシムルモノトス

第六十九條 前條ノ分配又ハ負擔ノ方法ハ解散當時ノ組合員二分ノ一

以上ノ同意ニ依リ之ヲ定ム

第七十條 清算人ノ職務權限ハ民法ノ規定ヲ準用ス

第十三章 附 則

本定款ハ本組合設置認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島縣製絲同業組合總會議事細則

(大正七年九月十七日總會議決)

第一條 會議ハ議長之ヲ開閉ス

第二條 議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第三條 會議ハ公開ス但シ議長ノ意見又ハ會議ノ決定ニ依リ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第四條 會議ニ出席スルコト能ハサル組合員ノ代理人ハ必ス委任狀ヲ

提出スルモノトス

第五條 議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決ス但議長ノ意見又ハ會議ノ決議ニ依リ讀會ヲ省畧スルコトヲ得

第六條 第一讀會ハ議案ノ大體ヲ討議シ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ議決スヘシ

第七條 第二讀會ハ議案ノ逐條ヲ審議シ之ヲ決定スヘシ

第八條 第三讀會ハ議案ノ全体ヲ討議シ其ノ可否ヲ確定スヘシ

第九條 發言セムトスル者ハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 動議ハ賛成者アルニアラザレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十一條 否決シタル議題ハ同一會議ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第十二條 採決ハ起立ニ依ルモノトス但シ時宜ニ依リ他ノ方法ヲ以テスルコトヲ得

第十三條 修正ノ議題ハ原案ニ先チテ之ヲ採決ス若シ修正案數個アルトキハ其ノ主旨原案ニ尤モ遠キモノヨリ順次採決スヘシ

修正案渾テ否決セラレタルトキハ原案ニ就キ採決スヘシ

第十四條 會議ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ決議ニ依リ互選又ハ議長ノ指名ヲ以テ委員ヲ設クルコトヲ得

委員ノ互選ヲ以テ委員長一人ヲ置ク

委員長ハ委員會ヲ整理シ其ノ附議事件ニ關スル決議ノ結果ヲ會議ニ報告スヘシ

定款第三十二條及第三十三條並本則ノ規定ハ之ヲ委員會ニ準用ス

第十五條 組長ハ職員ヲシテ會議又ハ委員會ニ出席シ議事ニ參與セシムルコトヲ得但決議ノ數ニ加ハラズ

第十六條 議事整理上必要アルトキハ議長ハ發言ヲ止メ又ハ一時議事ヲ中止スルコトヲ得

第十七條 組合員病氣其ノ他ノ事故ニ依リ會議ニ列席スルコト能ハサルトキハ其ノ旨議長ニ届出ツヘシ

廣島縣製絲同業組合職工取締細則

(大正七年七月一日總會議決、
大正八年七月十六日第一條第二條改正議決)

第一條 定款第五十一條第一項ニ依リ工男工女ノ届出ヲ爲ストキハ併
セテ該契約書ヲ差出スモノトス

組合ニ於テハ前項ノ届出ニ依リ名簿ニ登録シ契約書ニ登録年月日ヲ
記入ノ上割印ヲ押捺シテ返付スルモノトス

名簿登録後重複ヲ發見シタルトキハ先登記ヲ以テ有權トス

第二條 職工雇入契約書ニハ左ノ各号ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一、被雇者ノ住所氏名生年月日及契約年月日並ニ期間
- 二、丁年以下ノ場合ハ親權者後見人又ハ夫アル者ハ夫若クハ保證人
ノ記名捺印

第三條 本組合員ノ雇使スル工男女ノ契約期限ハ熟達者ハ一ケ年未熟
者ハ五箇年以内トス但雇主被雇者ノ契約ニ依リ此ノ期限ヲ伸縮スル

コトヲ得

第四條 本組合員ハ契約期間内ニ於ル組合員中ノ雇入工男女ヲ其ノ雇
主ノ承諾ナクシテ雇使スルコトヲ得ス

第五條 本組合員ニシテ雇人ニ不正行爲アリタル爲メ解雇シタルトキ
ハ其ノ事由ヲ詳記シ之ヲ組長ニ申告スヘシ
組長ハ前項ノ申告アリタルトキハ定款第五十二條ニ依リ實否ヲ調査
シ事實ナリト認ムルトキハ之ヲ組合員ニ通知スヘシ組合員ハ其ノ解
雇セラレタル者ヲ雇使スルコトヲ得ス但組長ニ於テ改悛セル者ト認
メタルトキハ此ノ限リニアラス

廣島縣製絲同業組合現業員及工手獎勵規程

(大正八年三月十七日總會議決)

- 第一條 組合員ノ雇傭セル現業員及工手ニシテ滿三箇年以上同一工場ニ於テ誠實ニ勤績シ品行方正技術優秀他ノ模範ト爲スニ足ルヘキ者ハ本規程ニ依リ毎年一回之ヲ表彰ス
- 第二條 組合員ハ毎年一月末日現在ニ依リ第一條ニ該當スルモノヲ調査シ其ノ年二月末日迄ニ原籍氏名生年月日就職年月日ヲ明記シタル申告書ヲ組長ニ差出スヘシ
- 前項申告後不正行爲ニ因リ解雇シタル者アルトキハ其ノ事情ヲ具シ速ニ組長ニ申告スヘシ
- 第三條 組長ハ第二條ノ申告ヲ調査シ意見ヲ附シテ評議員會ニ提議シ其ノ決議ヲ經テ之ヲ表彰ス
- 第四條 表彰ハ毎年三月之ヲ行フ
- 第五條 表彰ニ關スル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ定ム

廣島縣製絲同業組合立製絲講習所規程

(總會ノ委任ニ依リ大正八年八月二十日評議員會ニ於テ議決)

- 第一條 本所ハ廣島縣内ニ於ケル製絲業ノ改善發達ヲ圖ル爲其ノ技術及學理ヲ講習スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本所ハ廣島縣製絲同業組合立製絲講習所ト稱ス
- 第三條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長一名 講師若干名 理事一名 事務員一名
 - 所長ハ組長ヲ以テ之レニ充ツ
 - 講師ハ廣島縣ヨリ派遣ヲ請フモノトス
 - 理事及事務員ハ所長之ヲ選任シ庶務會計ニ從事ス
- 第四條 講習生ハ卒業後五箇年間組合内ニ於テ製絲ニ從事スルノ義務アルモノトス
- 第五條 講習生ノ定員並ニ講習科目其ノ他本所ノ細則ハ所長之ヲ定ム

第六條 本組合定額豫算ニ計上スルモノノ外本所ノ經費ハ特別經濟ト
ス

廣島縣製絲同業組合事務員及技術員
選任解任ニ關スル規程

(大正七年七月一日總會議決)

第一條 事務員及技術員ハ評議員會ノ意見ヲ聽キ組長之ヲ選任若クハ
解任ス

第二條 事務員及技術員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ評議員會ニ
諮詢シ之ヲ解任スルコトヲ得

一、不具癡疾若クハ身體精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルト
キ

二、傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其任ニ堪ヘサルニ因リ解任ヲ申出タ
ルトキ

三、傷痍又ハ疾病ノ爲メ執務セサルコト三箇月ヲ踰エ容易ニ快癒ノ
見込ナキトキ

四、組合業務ノ都合ニ因リ必要ナルトキ

五、自己ノ便宜ニ因リ解任ヲ申出タルトキ

六、刑事々件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタルトキ

第三條 事務員及技術員ハ組合業務ノ都合ニ依リ專任者ヲ置カス便宜
他ノ官職アル者ニ之ヲ囑託スルコトヲ得
前項囑託及解囑ニ就テハ本規程第一條及第二條ヲ準用ス

廣島縣製絲同業組合役員及事務員技術員 給與規程

(大正七年七月一日總會議決
大正八年七月十六日第三條改正議決)

- 第一條 役員ノ報酬ハ組長年額參拾圓以内、副組長年額拾圓以内トシ
四月ヨリ九月ニ至ル六箇月分ハ九月二十五日、十月ヨリ翌年三月ニ
至ル六箇月分ハ三月二十五日ニ之ヲ支給ス
- 第二條 役員新タニ就任シタル日十五日以前ナルトキハ報酬月額ノ全
額、十六日以後ナルトキハ同半額ヲ支給ス
- 第三條 事務員及技術員ノ俸給ヲ定ムルコト左ノ如シ
事務員 月額五拾圓以内
技術員 專任月額八拾圓以内
同 囑託手當月額貳拾圓以内
- 第四條 事務員及技術員新任又ハ増給ノ場合ニ於テハ發令ノ翌日ヨリ
日割ヲ以テ支給額ヲ計算ス

- 第五條 事務員及技術員病氣ノ爲メ執務セサルコト三十日ヲ踰ユル者
及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト十日ヲ踰ユル者ハ俸給ノ半額ヲ
減ス但シ職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又ハ特ニ休暇ヲ與
ヘタル者ハ此限ニアラス
- 第六條 一箇年以上在職シタル事務員及技術員退職シタルトキハ俸給
一箇月分ノ二分ノ一ニ在職年數ヲ乘シタル金額ヲ支給ス
在職中死亡シタル役員及事務員技術員ニハ吊慰金ヲ其遺族ニ贈與ス
- 第七條 退職又ハ死亡シタル役員及事務員技術員ニシテ組合ニ功勞ア
リタルトキハ組長ハ評議員會ニ諮詢シテ特別ノ支給ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 事務員及技術員ノ俸給ハ毎月二十五日之ヲ支給ス但シ休日ニ
當ルトキハ順延シ退職又ハ死亡ノトキハ當月ノ俸給全額ヲ其際支給
ス

廣島縣製絲同業組合役員及事務員技術員旅費支給規程

(大正七年七月一日總會議決)

- 第一條 役員及事務員技術員組合ノ用務ニ依リ旅行スルトキハ本規程ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ支給ス
- 官職ニ在ル者ニ對シ本組合ノ技術員ヲ囑託シタルトキハ本職相當ノ旅費ヲ支給ス
- 第二條 旅費ハ瀛車賃、船賃、車馬賃、宿泊料及日當ノ五種トシ別表ノ定ムル所ニ從ヒ順路ニ依リ之ヲ支給ス
- 第三條 前條各種ノ旅費ハ經過シタル行程及日數ニ應シテ之ヲ支給ス但水路ノ旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス
- 第四條 陸路六里未滿、鐵路四十哩未滿、水路十海里未滿ノ旅費ニアリテハ用務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其ノ支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス

第五條 特別ノ事情ニ依リ定額ノ旅費ヲ以テ其ノ實費ヲ支辨シ難キ場合ニアリテハ實費額ヲ支給スルコトヲ得

別表

組長副組長評議員	五錢	六錢	四拾錢	貳圓五拾錢	貳圓五拾錢
事務員	四錢	五錢	參拾錢	貳圓	貳圓
技術員	四錢	五錢	參拾錢	貳圓	貳圓
	瀛車賃 一哩ニ付	船賃 一海里ニ付	車馬賃 一里ニ付	宿泊料 一夜ニ付	日當 一日ニ付

廣島縣製絲同業組合検査員選任解任及給與ニ關スル規程

(大正七年七月一日總會議決)

(同年七月五日認可)

第一條 検査員ハ清廉ニシテ忠實ナル者ヨリ之ヲ選任ス

第二條

検査員ハ左ノ各號ニ該當スル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、成年以上ノ男子ニシテ高等小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スルコト

二、一年以上検査品ニ關スル職業又ハ任務ニ從事シ若クハ斯種ノ學校卒業者又ハ講習ヲ了ヘタル者

三、公課税貳圓以上ヲ納ムル者又ハ其家族タルコト

禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者若クハ其ノ刑ノ執行猶豫中ノ者又ハ嘗テ組員ニシテ組合定款ニ違背シ處分ヲ受ケ滿二ケ年ヲ經サル者ハ検査員ニ選任スルコトヲ得ス

第一項ノ資格ヲ具備スル者ヲ得難キ場合ニハ知事ノ認可ヲ經テ一時其ノ他ノ者ヲ選任スルコトヲ得

第三條

検査員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ解任スルコトヲ得

一、不具、廢疾ニ因リ若ハ身體精神ノ衰弱ニ因リテ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二、傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其任ニ堪ヘサルニ因リ解任ヲ願出タルトキ

三、傷痍又ハ疾病ノ爲メ執務セサルコト三ケ月ヲ踰エ容易ニ快癒ノ見込ナキトキ

四、組合業務ノ都合ニ因リ必要ナルトキ

五、自己ノ便宜ニ因リ解任ヲ願出タルトキ

六、刑事々件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタルトキ

第四條 検査員ノ給料ハ一ケ月拾貳圓乃至貳拾五圓ノ範圍ニ於テ月給若ハ日給ヲ以テ支給ス

第五條 検査員職務ノ爲メ旅行スルトキハ旅費又ハ手當ヲ支給ス

第六條 検査員滿一年以上勤績シ第三條第一號乃至第四號ニ依リ解任シタルトキハ一時金ヲ給ス

一時金ハ解任當時ニ於ケル月給額（日額ナルトキハ月額ニ換算シタル額以下之ニ倣フ）ノ三分ノ二ニ勤績年數ヲ乘シタル額トス

第七條 滿一年以上勤續シタル検査員在職中死亡シタルトキハ月給三ヶ月分ヲ死亡給與金トシテ其ノ遺族ニ給ス

前項ノ遺族トハ検査員死亡當時ニ於テ同一戸籍内ニ在ル寡婦孤兒又ハ父母祖父母ヲ謂フ

第八條 検査員給料、旅費、一時金及死亡給與金支給ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第九條 本規程ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島縣製絲同業組合検査員服務規程

(大正七年七月一日總會議決)
同年七月五日認可

第一條 検査員ハ組長ノ監督ヲ受ケ定款ノ規程ニ依リ検査ニ従事スヘシ

検査員検査ニ關スル判斷ヲ爲スニ當リテハ他ノ指揮干涉ヲ受クルコトナシ

但組長ハ必要アリト認ムルトキハ再検査ヲ命スルコトヲ得
組長ハ再検査ニ關シ検査員ト意見一致セサルトキハ知事ノ指揮ヲ受クルコトヲ得

第二條 検査員ハ嚴正忠實ニ職務ヲ行ヒ其ノ職ノ内外ヲ問ハス破廉恥不正ノ行爲アルヘカラス

第三條 検査員ハ職務ヲ行フニ當リテハ丁寧懇切ヲ旨トスヘシ

第四條 検査員ハ検査品ニ關スル營業ニ従事シ又ハ検査品ニ關スル營業ノ使用人タルコトヲ得ス

第五條 検査員ハ職務ニ因リ知り得タル組合ノ秘密ヲ漏洩スヘカラス

第六條 検査員ハ組長ノ許可ナクシテ妄リニ職務ヲ休止シ又ハ職務上居住ノ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第七條 検査員ハ組長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ何等ノ名義方法ヲ以

テスルヲ問ハス組合員ヨリ贈遺又ハ饗應ヲ受クルコトヲ得ス

附 則

第八條 本規程ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島縣製絲同業組合検査員懲戒規程

(大正七年七月一日總會議決)
同年七月五日認可

第一條 検査員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ懲戒ス

一、職務上ノ義務ニ違反シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

二、職務ニ關シ検査員タルノ威信ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキ

第二條 懲戒ノ種類ハ左ノ三種トス

一、免職

二、減俸

三、譴責

第三條 減俸ハ一月以上六月以下月俸五分ノ一以下(日給ナルトキハ月給ニ換算シタル額)ヲ減ス

第四條 検査員ノ懲戒ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ組長之ヲ行フ

懲戒委員會ハ組長副組長及評議員ヲ以テ組織シ組長ヲ委員長トス

議事ハ多數ニ依リ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

組長事故アルトキハ副組長代リテ委員長トナル

第五條 重要物産同業組合法第十條ノ四ニ依リ選任セラレタル検査員ノ懲戒ハ知事ノ認可ヲ經テ之ヲ行フ

附 則

第六條 本規程ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島縣製絲同業組合検査員給料支給細則

(大正七年七月一日總會議決)

- 第一條 検査員給料ハ毎月二十五日支給ス但シ休日ニ當ルトキハ順延ス
- 第二條 新任者ノ俸給ハ當月分ニ限り就職ノ日ヨリ日割ヲ以テ支給ス
- 第三條 増俸減俸ハ發令ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ支給ス
- 第四條 廢職退職及死亡ノトキハ當月分ノ俸給全額ヲ支給ス但シ自己ノ便宜ニ依リ退職シ若クハ解職セラレタルモノハ十五日以前ハ半月分十六日以後ハ全月分ヲ支給ス
- 第五條 退職者ニ事務引繼若クハ殘務整理ノ爲メ出勤セシムルトキハ其勤務日數ニ應シ退職當時ノ俸給ニヨリ日割ヲ以テ支給ス但シ退職ノ當時全額ノ支給ヲ受ケタル者ハ此限りニアラス
- 廢職解職ノ者ニ就テモ亦前項ノ例ニ依ル

第六條 病氣ノ爲メ連續缺勤三十日、私事ノ故障ニ依リ連續缺勤十日ヲ踰ユル者ハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又服忌ヲ受ケ缺勤スル者ハ日數ニ拘ハラズ俸給全額ヲ支給ス

附 則

第七條 本細則ハ検査員選任解任及給與ニ關スル規程認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島縣製絲同業組合検査員一時金及死亡給與金支給細則

(大正七年七月一日總會議決)

第一條 検査員選任解任及給與ニ關スル規程第六條及第七條ノ勤績年數ハ月數ヲ以テ計算シ滿一年以下ノ端數ハ切捨ルモノトス

第二條 一時金ハ解任ノ日ヨリ一箇月以内ニ支給スルモノトス
第三條 死亡給與金ハ死亡後直チニ支給スルモノトス

附 則

第四條 本細則ハ検査員選任解任及給與ニ關スル規程認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島縣製絲同業組合検査員旅費支給細則

(大正七年七月一日總會議決)

第一條 検査員ノ旅費ハ別表ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ支給ス
第二條 瀛車旅行ハ哩數ニ應シ瀛車賃ヲ海路旅行ハ海里數ニ應シ船賃ヲ陸路旅行ハ里數ニ應シ車馬賃ヲ支給ス
宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シ之ヲ支給ス
第三條 日當ハ往復陸路六里未滿瀛車ハ四十哩未滿海路ハ十海里未滿

ノ旅行ニハ支給セス但宿泊シタルトキハ此限リニアラス

第四條 旅行ノ任務又ハ情況ニ依リ實費ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五條 管内旅行ニ限リ別表ニ依ラスシテ月額貳圓以上五圓以下ノ範圍ニ於テ手當金ヲ支給スルコトヲ得

附 則

第六條 本細則ハ検査員選任解任及給與ニ關スル規程認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

瀛車賃 一哩ニ付	船 賃 一海里ニ付	車馬賃 一里ニ付	宿泊料 一夜ニ付	日 當 一日ニ付
四 錢	五 錢	參拾錢	貳 圓	貳 圓

廣島縣製絲同業組合總會出席組合員旅費支給額

(大正八年七月十六日總會議決)

總會ニ出席スル組合員ノ旅費ハ本組合役員及事務員技術員旅費支給規程ヲ準用シ第二條別表中役員ニ支給スヘキ額ニ依リ支給スルモノトス

廣島縣製絲同業組合員名錄

住 所	釜數	氏名又ハ法人名
蘆品郡府中町百六拾五番地ノ一	二〇四	内 田 定 七
雙三郡吉舍村大字吉舍五百五十六番地ノ一	一二〇	吉舍工業株式會社
比婆郡山内東村大字三日市二百三十九番地	一一〇	比婆製絲株式會社
蘆品郡出口町千百八十三番地	一〇八	合資會社備後製絲所

蘆品郡廣谷村大字町四百五十四番地ノ一	一〇〇	蘆品製絲合資會社
安佐郡三篠町大字新庄百五十番屋敷	七四	藤 田 修 一
沼隈郡神村四百一番屋敷	六〇	沼隈製絲合資會社
雙三郡三次町千百二十四番地	五三	林 善 市
雙三郡三良坂村大字三良坂百八十四番屋敷	五二	吉 村 良 三 郎
雙三郡三良坂村大字三良坂七百七十五番地	五〇	尾 關 清 六
安藝郡奥海田村二百五十六番地	五〇	片 山 福 松
蘆品郡服部村大字雨木三百二十六番地	三四	廣 本 三 右 衛 門
蘆品郡驛家村大字坊寺五十六番地	三〇	光 成 雄 治
蘆品郡驛家村大字江良百五十一番地	二五	卜 部 小 市
比婆郡庄原町大字庄原七百六番地	二二	加 賀 仲 市
雙三郡吉舍村大字吉舍二十三番屋敷	一九	羽 森 正 雄
蘆品郡府中町七百七十番地ノ二	五〇	(玉製絲) 川 中 萬 吉
雙三郡吉舍村大字吉舍千六百十七番地	二〇	(玉製絲) 吉舍玉絲製絲工場

廣島縣製絲同業組合役職員

役員

組長

內田 定七

副組長

吉舎工業株式會社
取締役社長

高橋 周三郎

比婆製絲株式會社
專務取締役

小山 金一

合資會社備後製絲
所 代表者

松本 傳三郎

蘆品製絲合資會社
代表者

德毛 龜市

藤田 修一

職員

事務員

林 善市
廣本 三右衛門

(兼)從業員

得能 正通

取締事務員

得能 正通

同 (專任)

組合立製絲講習所長

組長代理副組長

內田 定七

組合立製絲講習所講師

組合立製絲講習所理事

評議員合資會社備後製絲所代表者

松本 傳三郎

蠶絲業法規摘要

- 一、蠶絲業法適用範圍 蠶絲業法ハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、真綿製造、殺蛹、乾繭又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買仲立若クハ保管ヲ業トスル者ニ適用ス (法第一條)
- 一、生繭取扱 生繭取扱ヲ爲ス者ハ左記様式ニ依リ所定事項ヲ届出ルコト (施行規則第六條、縣施行手續第五條)

生繭取扱届

取扱場所	毎年一定セルモ ノト否トノ別	取扱豫定月日 開所月日閉所月日	取扱豫定 數量	管 理 者
			全	石 届出人ト管理者ト 異ナル場合ハ住所 ヲ肩書スルコト

右及届出候也

住 所

業 種 氏 名 (名稱) 印

知 事 宛

備考

- (イ) 右届出ハ生繭取扱場所ヲ豫定シタルモノニ在リテハ毎年三月末日迄但シ生繭取扱場所ヲ一定シ其ノ旨ヲ豫メ届書ニ記載シタルモノハ毎年之ヲ届出ルコトヲ要セズ
- (ロ) 生繭取扱場所ヲ豫定セサルモノハ生繭取扱開始前十日迄ニ届出ルコト

(ハ)届出者死亡、業務廢止、届出事項ニ變更ヲ生シタル場合ハ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

一、生繭賣買ノ標札 前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ生繭取扱場所ニ左ノ様式ノ標札ヲ掲クヘシ (施行規則第七十七條)

標札	住所	木材
生繭取扱場所	氏名(名稱)	縦一尺五寸以上 横四寸以上 厚四分以上

一、生繭ノ賣買鑑札 自己ノ店舗以外ニ於テ生繭賣買ヲ爲サムトスル者ハ左記様式ニ依リ願出テ鑑札下付ヲ受ケ常ニ之ヲ携帯スヘシ (施行規則第七十八條、縣施行手續第二十九條)

種別	鑑札携帯者氏名	生年月日	住所
----	---------	------	----

鑑札下付願

(生繭賣買若ハ同
從業者ナルコト
ヲ明記スシ)

--	--	--	--

右相願候也

年月日

住所

氏名 (名稱) 印

知事宛

右鑑札ハ本業者ノ死亡、業務廢止又ハ從業者ノ鑑札不用ニ歸シタル場合ハ之ヲ返納スヘシ (縣手續第二十九條第二項)

一、生繭取扱場所ノ設備 生繭取扱ヲ爲ス者ハ生繭ノ集散又ハ保存スル室ニ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防クニ足ルヘキ目張ヲ爲シ又ハ澁紙其
他緻密ナル目ノ敷物ヲ布キ室ノ内圍ニ高サ二寸ヲ下ラザル障板ヲ設クヘシ但シ繭ノ障板ニ接觸スル場合ニ於テハ其ノ繭ノ表面ヨリ二寸

以上ヲ保タシムヘシ

蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防クニ足ルヘキ構造ノ室又ハ容器ニ生繭ヲ保存スル場合ニハ前項ノ設備ヲ爲スコトヲ要セス

第一項ノ規定ハ室ノ一部ニ生繭ノ集散又ハ保存スル場合ニモ準用ス床下ニ蠶蛆又ハ其ノ蛹潜伏ノ虞レアルトキハ床下掃除ヲ行ヒ其ノ塵芥ノ處理ヲ爲スヘシ但シ床下ノ周圍ニ蠶蛆ノ飛散ヲ防クニ足ル設備ヲ有スルトキハ此ノ限ニアラス (施行規則第十二條)

一、生繭運搬容器 蠶蛆又ハ其ノ蛹ノ散逸ヲ防クニ足ルヘキ装置ノモトタルヘシ (施行規則第十三條)

一、蠶蛆及病源体ノ處理 生繭取扱者ハ蠶蛆又ハ其ノ蛹若ハ蠅ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ壓殺熱殺又ハ水殺シ死籠繭又ハ薄皮繭ハ直ニ之ヲ乾燥シ又ハ熱湯中ニ投入シテ其ノ病源体ヲ滅殺スルコト (施行規則第九條第十條)

(一) 壓殺ハ形体ノ破壊スルニ至ルヲ度トス

(二) 熱殺ハ熱湯中ニ浸漬スルカ華氏二百十二度以上ノ蒸氣ニ接觸セシムルカ華氏百六十度以上ノ乾熱ニ十分間以上接觸セシムルカ

又ハ燒棄スヘシ

(三) 水殺ハ水液中ニ蠶蛆ハ七十時間以上其ノ蛹ハ百二十時間以上浸漬スヘシ

(四) 熱湯ヲ用ユル場合ニ在リテハ其ノ中ニ一時間以上浸漬シ若ハ五分間以上煮沸スヘシ

(五) 乾燥ヲ行フ場合ニ在リテハ華氏百六十度以上ノ火熱又ハ蒸氣熱ヲ用キ生繭重量百ニ對シ四十以内ニ至ラシムヘシ

一、蠶蛆取締不要 廣島縣ニ於テハ毎年八月十五日以後ニ於テ生繭ヲ取扱フモノハ其ノ届出、取扱場所ノ設備并ニ運搬容器ニ關スル規定ヲ適用セズ (施行規則第十三條縣施行手續第六條)

一、未化蛹生繭賣買禁止 死籠繭ヲ除ク外化蛹セサル生繭ハ之ヲ賣買スルコトヲ得ス但シ其ノ生繭ヲ搬出セス又ハ搬出セシメサル場合

ハ此ノ限ニ在ラス（施行規則第七十三條）

一、蠶絲業同業組合聯合會中央會 法第二十八條乃至第三十四條、施行規則第八十條乃至第九十條ニ規定スル所茲ニ掲出ヲ畧ス

工場法規摘要

- 一、工場法適用範圍 工場法ハ常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ適用ス（法第一條）
- 一、職工年齢制限 十二歳未滿ノ者ヲシテ工場ニ就業セシムルコトヲ得ズ但シ十歳以上十二歳未滿ノ者ヲシテ生絲製造工場ニ於ル層物ノ處理ニ就業セシメムト欲スル者ハ知事ノ許可ヲ受クルヲ要ス（法第二條、規則第二條、細則第五條）
- 一、保護職工就業時間制限 工業主ハ保護職工（女子及十五歳未滿ノ

男子ヲ謂フ以下同シ）ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス但シ器械生絲製造業ニ就テハ一日ノ就業時間ヲ大正十年八月迄ハ十四時間、其後ノ十年間ハ十三時間迄延長スルコトヲ得（法第二條、規則第三條）

（備考） 休憩時間、食事時間、掃除時間等ハ就業時間中ニ含ムモノトス

器械生絲製造業トハ汽罐ヨリ蒸氣ヲ引キ來リテ煮繭ヲ爲スモノ及動力ヲ用ヒテ器械ヲ運轉スルモノヲ謂フ

- 一、保護職工ノ中夜業禁止 保護職工ヲシテ午後十時ヨリ午前四時迄ノ間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ但シ職工ヲ二組以上ニ分チテ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニアラズ（法第四條及第六條）

- 一、保護職工ニ對シ休日及休憩時間設定（法第七條）
- （一）保護職工ニ對シテハ毎月少クモ二回ノ休日ヲ設クルコト

- (二) 職工ヲ二組ニ分チテ交替中ニ夜業ニ就カシムル場合ニハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設クルコト但シ此ノ場合ニハ十日ヲ超エザル期日毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ
 - (三) 一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クモ三十分ノ休憩時間ヲ設クルコト
 - (四) 一日ノ就業時間ガ十時間ヲ超ユルトキハ少クモ一時間ノ休憩時間ヲ設クルコト
- 一、臨時除外例
- (一) 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニハ工業主ハ知事ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り規定以上ニ就業時間ヲ延長シ中夜業ニ就カシメ又ハ休日ヲ廢スルコトヲ得 (法第八條、細則第六條)
 - (二) 臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ知事ニ届出テ一ヶ月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得 (法第八條、細則第七條)

- (三) 繁忙ナル季節ニ於テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エザル限り就業時間ヲ一日ニ付一時間以内延長スルコトヲ得 (法第八條、細則第八條、第九條)
- 一、保護職工ヲシテ危険業務ニ就カシメザルコト 工業主ハ女子及十五歳未満ノ男子ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス
- (一) 原動機、電氣機械其他ノ機械又ハ動力傳導装置等ノ危険ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、検査又ハ修繕スル業務
 - (二) 危険ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導装置ニ調帶、調索、ノ取付ケ又ハ取外シヲナス業務
 - (三) 蒸氣罐、電動機等ヲ取扱フ業務
 - (四) 危険ナル齒輪、フライホイール調帶車勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル柵圍其他危険豫防装置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

(五)多量ノ高熱物体ヲ取扱フ業務又ハ高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其他之ニ準スヘキ場所ニ於ル業務(法第九條第十條、規則第五條、第六條、第七條)

一、産婦ノ就業禁止 工業主ハ産後五週日ヲ經過セサル者ヲシテ業務ニ就カシムルコトヲ得ス但シ産後三週日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徴シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニアラス
(法第十二條、規則第九條)

一、病者就業制限 (法第十二條規則第八條)

(一)工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

イ)精神病

ロ)癩、肺結核、喉頭結核

ハ)丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎、其他之ニ準スヘキ急性熱

性病

(二)梅毒、疥癬、其他傳染性皮膚病

ホ)膿漏性結膜炎、トラホーム(若シハ傳染ノ虞アルモノ)其他之ニ準スヘキ傳染性眼病

(二)工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス

(三)工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖モ健康ノ回復セサル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徴シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニアラス

一、職工扶助 職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラス業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ當該職工又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ(法第十五條、施行令第二章各條)

一、就業中ノ負傷、疾病、死亡ノ手當 職工就業中又ハ工場及附属建設物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ（規則第十四條）

一、職工賃金 職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テシ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ（施行令第二十二條）

工業主ハ左記ノ場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滞ナク賃金ヲ支拂フヘシ（施行令第二十三條、規則第二十條）

イ職工ノ死亡若クハ解雇

ロ職工カ一月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ

ハ職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

一、學齡兒童ヲ就學セシムル場合 十四歳未滿ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ（施行令第二十六條）

一、工場法適用工場ニ於テ法規ニ基キ施設スヘキ事項

(一) 職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘキコト（施行令第二十一條、規則第十六條第十八條）

(二) 職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇後五ケ年間之ヲ保存スヘキコト（規則第十七條）

(三) 職工扶助原簿ヲ調製シ之ヲ工場毎ニ備付ケ遲滞ナク所要事項ヲ記載スヘシ（細則第十條）

(四) 職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置キ雇入ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ（施行令第十九條）

(五) 職工扶助規則ヲ作製シ扶助ノ金額、手續其他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ規定シ且ツ該規則ハ其要領ヲ平易ニ記述シ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ（施行令第十九條、規則第十三條）

六) 就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内見易キ場所ニ揭示スヘシ(規則第十二條)

一、届出ヲ要スル事項

- (一) 工場法ノ適用ヲ受クヘキ條件ヲ具備シタルトキ又ハ其ノ條件ヲ缺クニ至リタルトキ(法第一條、施行令第一條第二條第三條、規則第一條、細則第一條)
- (二) 工業主ノ氏名及住所、工場ノ名稱及位置、事業ノ種類ニ異動ヲ生シタルトキ(細則第一條)
- (三) 毎年一月末日マデニ前年末ニ於ル職工數ヲ届出ルコト(細則第二條)
- (四) 工場ノ就業始終時、休憩時刻、休日ヲ定メタルトキ又ハ變更シタルトキ(法第七條、細則第三條)
- (五) 毎年二回(一月三十一日及七月三十一日迄ニ)前半期間ニ於ル扶

助原簿ヲ謄寫シテ届出ルコト(細則第十一條)

- 六) 臨時必要アル場合ニ於テ一ヶ月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長セムトスルトキ(法第八條)
- 七) 法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員、法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者、支配人ノ中ヨリ工場管理人ヲ選任シタルトキ(法第十八條、規則第二十二條)
- 八) 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ(規則第二十二條)
- 九) 扶助規則ヲ作製シタルトキ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ(施行令第十九條、規則第二十三條)
- 一〇) 三年間保存スヘキ職工扶助ニ關スル書類若クハ職工雇入ニ關スル書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ(規則第十九條第二條)
- 一一) 五年間保存スヘキ職工名簿ノ用紙ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ

(規則第十七條第二十二條)

(一) 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ル職工ノ疾病負傷死亡ヲ毎月取纏メ届出ルコト(規則第二十四條)

一、許可若クハ認可ヲ受クヘキ場合

(一) 生絲製造工場ニ於テ屑物ヲ處理セシムル爲十歳以上十二歳未滿ノ

者ヲ使用セムトスル場合(法第三條、規則第二條、細則第四條第五條)

(二) 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テ期間ヲ限り規定以上ニ就業時間ヲ延長シ中夜業ニ就カシメ又ハ休日ヲ廢スルト

キ(法第八條、細則第六條)

(三) 繁忙ナル季節ニ於テ一定ノ期間ニ付一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超

エサル限り就業時間ヲ一日ニ付一時間以上延長スル場合(法第八條、細則第八條第九條)

(四) 工場管理人ヲ選任スル場合(法第十八條、規則第二十一條、細則第十四條第十五條)

(五) 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト(施行令第二十四條、細則第十二條)

(六) 職工ガ雇入契約ニ違反シ其他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラル、場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト(施行令第二十四條)

(七) 職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合(施行令第二十五條、細則第十三條)

(八) 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合(施行令第二十六條)

(九) 徒弟ヲ收容セムトスル場合(施行令第二十八條第二十九條)

大正八年九月二十^六日印刷
大正八年十月二日發行

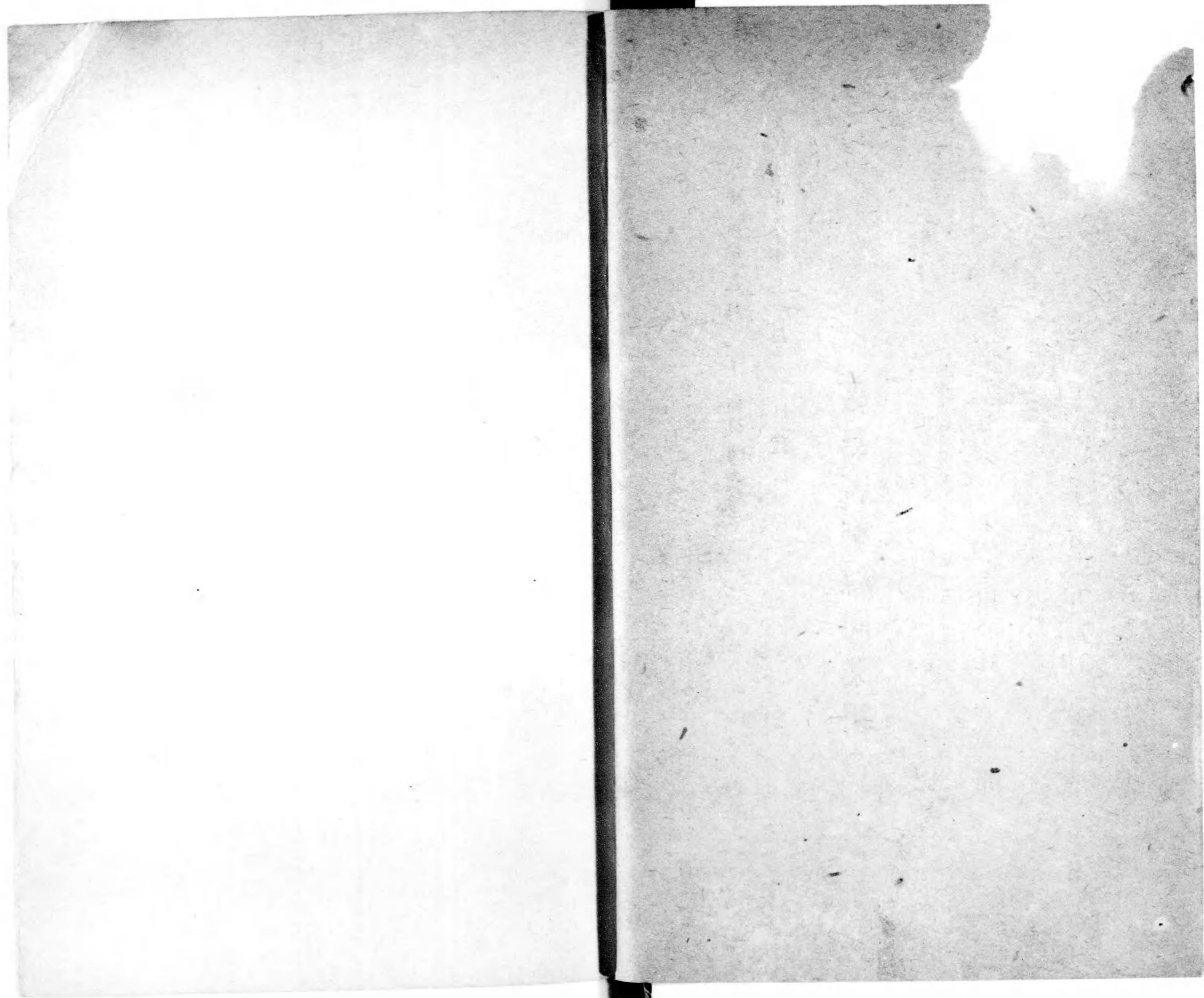
廣島縣製絲同業組合

廣島縣製絲同業組合
發行所
廣島縣蘆品郡栗生村字土生一六〇三番地ノ一

印刷人 小川眞太郎

廣島縣蘆品郡栗生村字土生一六〇三番地ノ四

印刷所 小川印刷所



終

